第十五条第三号から第四号の二までの建築物	建築確認等	（略）
第十五条第五号から第六号の二までの建築物	（略）	（略）
第十五条第七号から第八号の二までの建築物	建築確認等	（略）
第十五条第九号及び第十号の建築設備	（略）	（略）
第十五条第十一号及び第十二号の小荷物専用昇降機	建築確認等	（略）
第十五条第十三号から第十四号の二までの工作物	（略）	（略）
	建築確認等	（略）
	（略）	（略）

（指定確認検査機関の有する財産の評価額）

第十七条　法第七十七条の二十第三号の国土交通省令で定める額は、その者が確認検査の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し当該その者が負うべき国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）による責任その他の民事上の責任（同法の規定により当該確認検査に係る建築物又は工作物について確認その他の建築基準法令の規定による処分をする権限を有する建築主事又は建築副主事が置かれた市町村又は都道府県（第三十一条において「所轄特定行政庁」という。）が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）の履行を確保するために必要な額として次に掲げるもののうちいずれか高い額とする。

一・二　（略）

2～4　（略）

（帳簿）

第二十八条　法第七十七条の二十九第一項の確認検査の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める事項

イ　（略）

ロ　建築設備　施行規則別記第八号様式又は施行規則別記第四十二号の七様式による申請書の第二面に記載すべき事項

ハ　法第八十八条第一項に規定する工作物　施行規則別記第十号様式又は施行規則別記第四十二号の九様式（令第百三十八条第二項第一号に掲げる工作物にあっては、施行規則別記第八号様式（昇降機用）又は施行規則別記第四十二号の七様式（昇降機用））による申請書の第二面に記載すべき事項

ニ　法第八十八条第二項に規定する工作物　施行規則別記第十一号様式又は施行規則別記第四十二号の十様式による申請書の第二面に記載すべき事項

第十五条第三号から第四号の二までの建築物	建築確認	（略）
第十五条第五号から第六号の二までの建築物	（略）	（略）
第十五条第七号から第八号の二までの建築物	建築確認	（略）
第十五条第九号及び第十号の建築設備	（略）	（略）
第十五条第十一号及び第十二号の小荷物専用昇降機	建築確認	（略）
第十五条第十三号から第十四号の二までの工作物	（略）	（略）
	建築確認	（略）
	（略）	（略）

（指定確認検査機関の有する財産の評価額）

第十七条　法第七十七条の二十第三号の国土交通省令で定める額は、その者が確認検査の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し当該その者が負うべき国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）による責任その他の民事上の責任（同法の規定により当該確認検査に係る建築物又は工作物について法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認をする権限を有する建築主事又は建築副主事が置かれた市町村又は都道府県（第三十一条において「所轄特定行政庁」という。）が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）の履行を確保するために必要な額として次に掲げるもののうちいずれか高い額とする。

一・二　（略）

2～4　（略）

（帳簿）

第二十八条　法第七十七条の二十九第一項の確認検査の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからニまでに定める事項

イ　（略）

ロ　建築設備　施行規則別記第八号様式による申請書の第二面に記載すべき事項

ハ　法第八十八条第一項に規定する工作物　施行規則別記第十号様式（令第百三十八条第二項第一号に掲げる工作物にあっては、施行規則別記第八号様式（昇降機用））による申請書の第二面に記載すべき事項

ニ　法第八十八条第二項に規定する工作物　施行規則別記第十一号様式による申請書の第二面に記載すべき事項